

第 2 節 警報設備

第 1 自動火災報知設備（令第21条）

1.1 設置を要する防火対象物

(1)

規模等 防火対象物	一 般	11 階 以上階	指 定 可燃物	そ の 他
(1)項・(2)項イ、ロ、ハ・ (3)項・(4)項・(6)項イ(4)、 ニ・(16)項イ・(16の 2) 項	延べ面積300㎡以上 （《注 1》(2)項イ、ロ、 ハ・(3)項のみ床面積100 ㎡以上 《注 2》(16)項イのみ100 ㎡以上 《注 3》(16の 2)項の部 分で(2)項ニ・(5)項イ・ (6)項イ(1), (2), (3)・ロ と(6)項ハで《注 4》に該 当するものの用途に供 されるもの)	全 部	500 倍 以 上	1 地階、無窓階、 3 階以上で床面 積300㎡以上 2 駐車のに供 する階のうち地 階又は 2 階以上 で床面積が200 ㎡以上 3 通信機器室で 床面積500㎡以 上 4 道路のに供 される部分で床 面積が屋上部分 600㎡以上、そ れ以外の部分400 ㎡以上
(5)項ロ・(7)項・(8)項・ (9)項ロ・(10)項・(12)項・ (13)項イ・(14)項	延べ面積500㎡以上			
(9)項イ	延べ面積200㎡以上			
(1)項・(15)項	延べ面積1,000㎡以上			
(2)項ニ・(5)項イ・(6)項 イ(1), (2), (3)・ロ・(13) 項ロ・(17)項	全部			
(6)項ハ	全部 《注 4》に該当するもの 延べ面積300㎡以上 《注 4》に該当するもの を除く。			
(16の 3)項	延べ面積500㎡以上で かつ（特）300㎡以上			
(1)項～(4)項・(5)項イ・ (6)項・(9)項イ・(16)項イ	全部 《注 5》に該当するもの			

<備考>

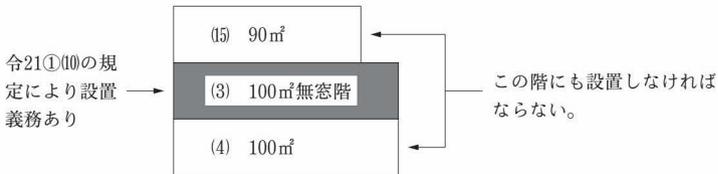
- 1 (特)は特定防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計を表す。
- 2 《注1》は地階又は無窓階(16項イにあっては同表(2)項イ、ロ、ハ又は(3)項の用途に供される部分が存するものに限る。)の場合
- 3 《注2》は地階又は無窓階で、(2)項イ、ロ、ハ又は(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上の階
- 4 《注3》は令21①(3)、(7)、(8)に掲げるものを除く。
- 5 《注4》は利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。
- 6 《注5》は特定防火対象物の用途に供される部分が避難階以外(1、2階除く。)の階に存し原則として地上階へ直通する階段が1か所のもの

(2) 自動火災報知設備に関する基準(条例42)

ア 令21①に規定するもののほか、同21①(8)及び(10)から(15)までの規定により自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分を有する建築物にあっては、その建物内の他の防火対象物又はその部分にも自動火災報知設備を設置しなければならない。(条例42①)

(ア) アの例

(16)項イ



1.1 図1

イ 複合用途防火対象物にあっては、その一部たる令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物のそれぞれの床面積の数値を、同表(9)項イに掲げるものにあつては200で、同表(1)項、(2)項イ、ロ、ハ、(3)項、(4)項並びに(6)項イ(4)、ハ、ニに掲げるもの(同表(6)項ハに掲げるものにあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。)にあつては300で、同表(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(12)項、(13)項イ及び(14)項に掲げるものにあつては500で、同表(11)項及び(15)項に掲げるものにあつては1,000でそれぞれ除し、その商の和が1以上となるときは、当該複合用途防火対象物に自動火災報知設備を設置しなければならない。ただし、アの規定により自動火災報知設備を設置した場合は、この限りでない。(条例42②)

(ア) イの例

例1

② II 第1 自動火災報知設備

(16)項イ

(9)イ 90㎡
(4) 200㎡

(9)項イ $\frac{90}{200}$ (4)項 $\frac{200}{300} = 1.12 \geq 1$ となり設置しなければならない。

1.1 図2

例2

(16)項イ

(4) 130㎡
住宅 160㎡

$\frac{130}{300} < 1$ であるから設置対象にならない。

1.1 図3

例3

(16)項イ

(4) 60㎡
住宅 240㎡

店舗<住宅で、店舗部分が50㎡を超えることから全体が(16)項イとしてとらえることになり300㎡以上であるから令21①(3)の規定により設置義務あり。(㊦ I 1.21参照)

1.1 図4

例4

(4)項

住宅 140㎡
(4) 160㎡

店舗>住宅で、住宅を含めて全体を(4)項としてとらえることになり、300㎡以上であるから令21①(3)の規定により設置義務あり。(㊦ I 1.21参照)

1.1 図5

前ア、イにより設置する自動火災報知設備は、令21②及び③の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、同条②(3)中「総務省令」とあるのは、「総務省令(規則23④(1)への規定に係る部分を除く。)」とする。(条例42③)

ウ 特定小規模施設に関する火災予防条例第42条関係(参考例)

例1

(5)項ロ

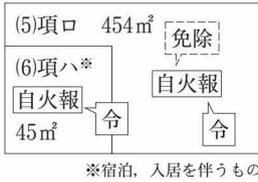
(5)項ロ 499㎡
(6)項ハ※ 45㎡

○令 (5)項ロ<500㎡…設置不要
●条例 (5)項ロ(みなし部分含む): $499 \div 500 = 0.99$
…設置不要

※宿泊、入居を伴わないもの

例2

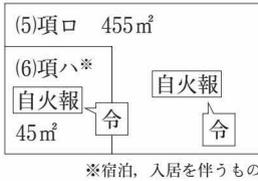
(16)項イ



- 令 (5)項口 < 500㎡…設置不要
(6)項ハ(宿泊・入居)…設置必要
(16)項イ ≥ 300㎡…設置必要(ただし規則23④(1)へ該当により、(6)項ハ部分以外感知器等設置免除)
- 条例 (5)項口 : $454 \div 500 = 0.908$
(6)項ハ(宿泊・入居) : 条例42②対象外
… $0.908 + 0 = 0.908 \Rightarrow$ 設置不要

例 3

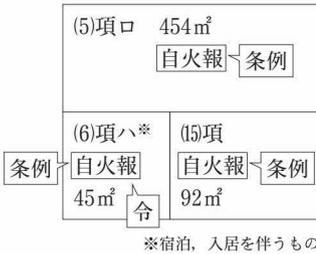
(16)項イ



- 令 (5)項口 < 500㎡…設置不要
(6)項ハ(宿泊・入居)…設置必要
(16)項イ ≥ 300㎡…設置必要
- 条例 (5)項口 : $455 \div 500 = 0.91$
(6)項ハ(宿泊・入居) : 条例42②対象外
… $0.91 + 0 = 0.91 \Rightarrow$ 設置不要

例 4

(16)項イ



- 令 (5)項口 < 500㎡…設置不要
(6)項ハ(宿泊・入居)…設置必要
(15)項 < 1,000㎡…設置不要
(16)項イ ≥ 300㎡…設置必要(ただし規則23④(1)へ該当により、(6)項ハ部分以外感知器等設置免除)
- 条例 (5)項口 : $454 \div 500 = 0.908$
(6)項ハ(宿泊・入居) : 条例42②対象外
(15)項 : $92 \div 1,000 = 0.092$
… $0.908 + 0 + 0.092 = 1 \Rightarrow$ 設置必要

1.2 感知器の設置に関する選択基準

(1) 警戒区域

1.2 表 1 (令21②・規則23①)

原 則	例 外
防火対象物の2以上の階にわたらないこと。	2の階にわたる警戒区域の面積が500㎡以下の場合(2の階にわたるいずれかの部分に階段があること。 煙感知器を階段、傾斜路、並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクト等、その他これらに類するものに設置する場合
一の警戒区域の面積は600㎡以下とし、その一辺の長さは50m以下(光電式分離型感知器を設置する場合にあっては100m以下)とすること。	防火対象物の主要な出入口から内部を見とおすことができる場合にあっては、その面積を1,000㎡以下とし、一辺の長さを100m以下とすることができる。

② II 第1 自動火災報知設備

(2) 機種の選定

1.2 表2 (規則24)

受信機の機種	設置対象
R型・GR型・GR型アナログ式、P型1級	警戒区域数に対しては、すべて対応可
P型2級・GP型2級	警戒区域が5以下のもの
P型2級・GP型2級 1回線	防火対象物の延べ面積（令21①(10)、(11)及び(13)に係る階に設ける場合は、該当階の床面積）が350㎡以下のもの
P型3級・GP型3級	防火対象物の延べ面積（令21①(10)に係る階に設ける場合は、該当階の床面積）が150㎡以下のもの

注 令21①(7)に該当する防火対象物（特定一階段等防火対象物）及び、(2)項ニの用途（ただし、規則第25条の2の規定に基づき自火報の作動と連動する放送設備を設置している防火対象物は除くものとする。指導H22.7.5）に供される部分が存する防火対象物は再鳴動機能付とすること（規則24(2)）

(3) 感知器の選択基準（H 3.12.6 消防予240）

ア 選択基準 自動火災報知設備の設置に係る感知器の選択は、規則23④から⑦までの規定によるほか、その運用に当たっては、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を選択するよう指導すること。

(ア) 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器の設置について

a 規則23④(1)ニ(イ)から(ト)まで及び同号ホ(イ)に掲げる場所に設置する感知器は、1.2表3によること。

b 規則23⑤各号又は⑥(2)若しくは(3)に掲げる場所のうち、1.2表4の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、規則23⑤各号に掲げる場所にあつては同表中の適応煙感知器又は炎感知器を、規則23⑥(2)又は(3)に掲げる場所にあつては同表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。なお、煙感知器を設置したのでは、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあつては、規則23④(1)ニ(イ)に掲げる場所として同表中の適応熱感知器又は炎感知器を設置すること。

(イ) 多信号感知器及び複合式感知器の設置について

多信号感知器及び複合式感知器の設置については、その有する種別、公称作動温度又は蓄積型・非蓄積型の別に応じ、そのいずれもが(ア)により適応感知器とされるものとする。

イ 選択基準の運用

② II 第1 自動火災報知設備

(ア) 1.2表3及び1.2表4に示す設置場所については、環境状態が類似する場所であれば、具体例以外の場所であっても本基準を適用して差し支えないものであること。

(イ) 既に設置されている感知器で非火災報が多く発生する感知器又は失報のおそれのある感知器については、本基準に準じて感知器を取り替えること。

1.2表3 (H3.12.6消防予240)

設置場所		適応熱感知器							炎感知器	備考		
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分佈型		補償式スポット型		定温式			熱アナログ式スポット型	
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種				
規則23④(1)ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(イ)に掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積所、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場等									<p>1 規則23⑤(6)の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令32を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。</p> <p>2 差動式分佈型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。</p> <p>3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。</p> <p>4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。</p> <p>5 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。</p>	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	

② II 第1 自動火災報知設備

設置場所		適応熱感知器							炎感知器	備考			
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式			熱アナログ式スポット型		
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種				1種	
規則23④(1)ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(イ)に掲げる場所	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室, 脱衣室, 湯沸室, 消毒室等	※	※	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は, 急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は, 検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3 差動式スポット型感知器, 補償式スポット型感知器, 定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は, 防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場, バッテリー室, 污水处理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は, 感知部が被覆され, 検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2 補償式スポット型感知器, 定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は, 腐食性ガスの性状に応じ, 耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は, 特種が望ましいこと。
	厨房その他正常時に煙が滞留する場所	厨房室, 調理室, 溶接作業所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房, 調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は, 防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所	乾燥室, 殺菌室, ボイラー室, 鑄造場, 映写室, スタジオ等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

② II 第1 自動火災報知設備

設置場所		適応熱感知器								炎感知器	備考		
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分佈型		補償式スポット型		定温式				熱アナログ式スポット型	
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則23④(1)ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(イ)に掲げる場所	排気ガスが多量に滞留する場所	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1 規則23⑤(6)の規定による階階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令32を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多量に流入するおそれのある場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のもの望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	※	×	※	×	○	○	○	○	○	○	×

② II 第 1 自動火災報知設備

設置場所		適応熱感知器								炎感知器	備考	
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式				熱アナログ式スポット型
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	1種	1種			
規則23④(1)ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(イ)に掲げる場所	火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューボラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×

注 1 ○印は当該設置場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。

- 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 - 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 - 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 - 5 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが1.2表3により適応感知器とされたものであること。
- ※ 水蒸気が多量に滞留する場所及び結露が発生する場所の差動式スポット型1種及び2種の適応性については、「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成11年2月17日付け消防予第36号）を参考とすること。

1.2 表 4

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器						炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分ボット型	補償式ボット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型	光電アナログ式分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○*		○*	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○*	○*	○*	○*	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等	○						○*		○*	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベータ昇降路等							○		○	○	○		光電式スポット感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等							○		○	○	○		

② II 第1 自動火災報知設備

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器					炎感知器	備考	
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式スポット型	イオン化式スポット型	光電式スポット型	イオン化アナログ式スポット型	光電アナログ式スポット型	光電式分離型			光電アナログ式分離型
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館，航空機の格納庫，高天井の倉庫・工場，視覚席上部等で感知器取付け高さが8 m以上の場所		○								○	○	○	

注1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。

2 ○*印は，当該設置場所に煙感知器を設ける場合は，当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。

3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については，感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸，炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が，「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。

4 差動式スポット型，差動式分布型，補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため，非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。

5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。

6 光電式分離型感知器は，正常時に煙等の発生がある場合で，かつ，空間が狭い場所には適応しない。

7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で，差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあつては15m未満の天井高さに，光電式分離型1種を設ける場合にあつては20m未満の天井高さで設置するものであること。

8 多信号感知器にあっては，その有する種別，公称作動温度の別に応じ，そのいずれもが1.2表4により適応感知器とされたものであること。

9 蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は，規則24(7)の規定によること。

(4) 小区画がある場合（R2，工業会）

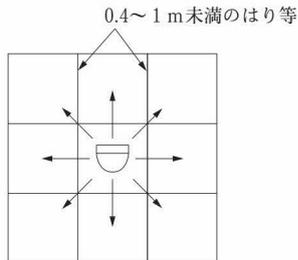
※ 「第1 自動火災報知設備」中，「（R2，工業会）」とあるのは『自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備工事基準書（令和2年版）』（（一社）日本火災報知機工業会発行）の登載基準による。

ア スポット式で小区画が連続してある場合の感知面積（1.2表5）

（はり等の深さが0.4m以上1 m未満）（1.2図1参照）

1.2 表 5

	使 用 場 所	感知器種別	感知区域の合計面積
差動式スポット型	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	1 種	20㎡
		2 種	15㎡
	その他の構造	1 種	15㎡
		2 種	10㎡
補償式スポット型	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	1 種	20㎡
		2 種	15㎡
	その他の構造	1 種	15㎡
		2 種	10㎡
定温式スポット型	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	特 種	15㎡
		1 種	13㎡
	その他の構造	特 種	10㎡
		1 種	8㎡
熱アナログ式スポット型	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	/	15㎡
	その他の構造	/	10㎡

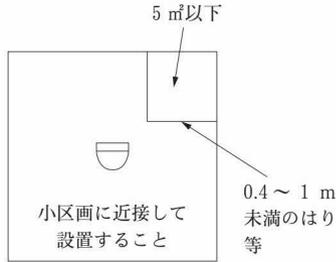


※合計で1.2表5の面積の範囲内であること。(→印のように各区画に接していること。)

1.2 図 1

② II 第1 自動火災報知設備

イ スポット式ではり等の深さが0.4m以上1 m未満で5 m²以下の小区画が一つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。(1.2 図2 参照)



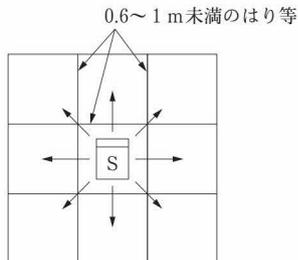
※小区画を加えた合計面積は、感知器の種類によって定められている感知面積の範囲内のこと。

1.2 図2

ウ 煙感知器で小区画が連続してある場合の感知面積 (1.2 表6)
(はり等の深さが0.6m以上1 m未満) (1.2 図3 参照)

1.2 表6

取付け面の高さ	感知区域の合計面積		
	1 種	2 種	3 種
4 m未満	60m ² 以下	60m ² 以下	20m ² 以下
4 m以上8 m未満	60m ² "	60m ² "	
8 m以上15m未満	40m ² "	40m ² "	
15m以上20m未満	40m ² "		

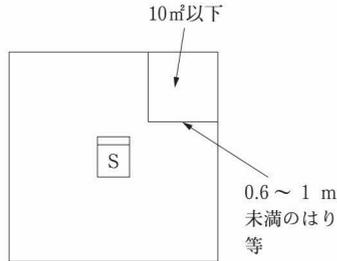


※合計で1.2 表6の面積の範囲内であること。(→印のように各区画に接していること。)

1.2 図3

エ 煙感知器ではり等の深さが0.6m以上1 m未満で10m²以下の小区画が一つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。

きる。(1.2 図4 参照)



※小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内のこと。

1.2 図4

1.3 感知器（熱式及び煙感）を設置しないことができる部分

(1) 天井裏（小屋裏）

- ア 主要構造部を耐火構造とした天井裏（令21②(3)）
- イ 天井と上階の床の間が50cm未満の場所（規則23④）
- ウ 天井と上階の床の間が50cm以上で、ダクト、梁、配管等が入りこんで保守管理が困難な場所（S38.9.30 自消丙予発59）
- エ 準耐火建築物で、不燃材料の床下面及び不燃材料の壁で区画された天井裏（天井材は、不燃材料）（S38.9.30 自消丙予発59）

(2) 廊下

- ア (7)項、(8)項、(10)項、(11)項、(13)項、(14)項（(16)項の前記部分に供される部分）の廊下（規則23⑤(2)）
- イ 長さ10m未満の廊下（R2，工業会）（10m未満ごとに防火戸又は垂れ壁を設けても免除にならない。）
- ウ 開放廊下（H17.3.25 国告3.第4.2(4)に適合するもの。特定共同住宅の開放廊下に該当すれば、外気が流通と推定できるため可とする。（規則23④(1)）

(3) 階段、傾斜路

- ア 屋外階段
- イ 2㎡以上開放階段（H14.11.28 国告7）（Ⅲ1.2 図1 参照）

(4) 便所 指導（S57.71）

外部から裸火（赤熱部）部分が見える設備・器具等を設けていないもの

(5) 浴室 指導（S57.71）

② II 第1 自動火災報知設備

火気設備等の有無に関係なく設置不要（ユニットバスを含む。）

(6) 脱衣、洗面室

(4), (5)と同一感知区域である場合 指導（S57.71）

(7) 掃除用具入れ、ボトル棚、ショーウインド、押入等

ア 奥行き60cm以下又は床面積1㎡未満のもの 指導（S59.151）

イ 天袋、地袋は規模にかかわらず不要 指導（S59.151）（R2, 工業会）

ウ 押入（ユニット押入、収納壁を含む。）（1.16参照）

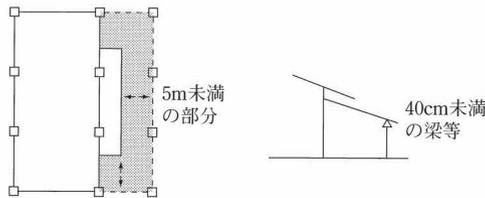
(8) 踏みみ、床の間

ア 廊下と室の間にある踏みみ部分（特定防火対象物の用途に供されるものを除く。）（指導）

イ 床の間

(9) 下屋、上屋、庇、キャノピー（S54.11.27 消防予228）

軒先からの距離が5m未満の部分



1.3 図1（三辺が開放されている場合）

注1 梁、垂れ壁の下がりは、40cm未満であること。（指導）

注2 可燃物等を集積している部分は除く。（指導）

(10) 金庫室（S38.9.30 自消丙予発59）

いわゆる銀行等の金庫で、出入口に特定防火設備又は同等以上の戸を設けたもの、配線が困難なものに限る。

(11) 冷凍室、冷蔵室（ユニット型を含む。）、恒温室（S38.9.30自消丙予発59）

※ 自動温度表示装置が常時人の居る場所（受信機設置場所）に設けられているもの

注 ※ 印は、庫内の温度状況を有効に監視できる指示温度計又は自記温度計を用いたもので、温度が異常に上昇した場合の表示装置（3m前から確認できる赤色灯火とベルかブザー）が設けられたもの

冷蔵室等が複数在る場合は、一つの冷蔵室等ごとに赤色灯火を設置し、

② II 第1 自動火災報知設備

それがどの冷蔵室等のものであるか解るように表示をすること。ただし、自火報の一つの警戒区域相当の区域に2以上の冷蔵室等がある場合は、当該2以上の冷蔵室等について一つの赤色灯火とすることができる。

指導（S59.151）

(12) 冷凍庫，冷蔵庫

小売店舗等に設置されたもの（冷凍，冷蔵を業としない）指導（S59.155）

(13) 低温庫（蘇生室）（指導）

魚介類，野菜，果物等の食料品に冷水気を加え養生するもので，他の部分と不燃材料で区画されているもの

(14) パイプシャフト等のたて穴区画内（EPSを除く。）

ア シャフト内の床面積が1㎡未満のもの（R2，工業会）

イ 階ごとにスラブを打ち，パイプ等の貫通部がモルタル又は不燃断熱充てん剤で埋戻しされているもの。この場合，シャフトの点検口は防火設備の戸で閉鎖されていること。

当該戸が開放廊下等に面する場合はガラス付のものも可（指導）

注 スラブのない（スラブがあっても煙が流通する隙間があるものを含む。）1㎡以上のシャフトは最頂部に設置する。

ウ PS内に湯沸器等の火気設備を設けた場合は，PSの床面積にかかわらず感知器を設けること。ただし，取付面周囲に配管等があって維持管理が十分期待できない場合又は湯沸器等を取り外さないと点検できない場合は，感知器は不要とする。 指導（S58.127）

(15) エレベーター等の昇降路の頂部

エレベーター等の昇降路と機械室を区画する床に，開口部があり，機械室に煙感が設けられているもの（R2，工業会）

(16) 避難器具設置のための避難器具専用室（Ⅲ1.5(3)エ参照）（指導）

(17) 耐火又は準耐で出火源となるものが原動機又は電動機のみで着火のおそれのある物品を収納，取扱いしない部分（下記）

ア 浄水場，汚水処理場で，設備が水管，貯水池又は貯水槽のみである部分（S38.9.30自消丙予発59）（R2，工業会）

イ プールの水面部分（水面から観覧席又は休憩席等までの間のプールサイドを含む。）（S38.9.30自消丙予発59）（R2，工業会）

ウ スケートリンクの滑走部分（滑走面から観覧席又は休憩席等までの間のリンクサイドを含む。）（S38.9.30自消丙予発59）（R2，工業会）

② II 第1 自動火災報知設備

エ 抄紙工場（抄紙工程部分）、サイダー・ジュース工場の洗びん、充てん場部分（S 38.9.30自消丙予発59）（R 2，工業会）

オ 金属、石材等加工場で、可燃性のものを収納又は取扱いしない部分（S 38.9.30自消丙予発59）（R 2，工業会）

カ 水槽室（S 45.11.18 消防予225問1）

キ その他これらに類する場所

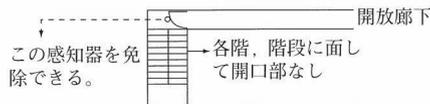
(18) 外気が流通する場所（規則23④）

ア 通常において外気が流通し、火災による熱又は煙が感知器に達しにくい場所

例1 次の条件に適合する通路等（床面積に算入されないピロティ等）

ア 通行、運搬の用のみに供されていること。

イ 開放部分には、戸（パイプシャッター、格子型アコーディオン引戸を除く。）が設けられていないこと。



1.3 図2

例2 階段室の出入口は、各階とも開放された部分に面して設けられていること。※階段は1.3(3)による。

イ 開放性の高い自走式駐車場等の以下の部分

(ア) 常時外気に開放されている部分から5m未満の部分

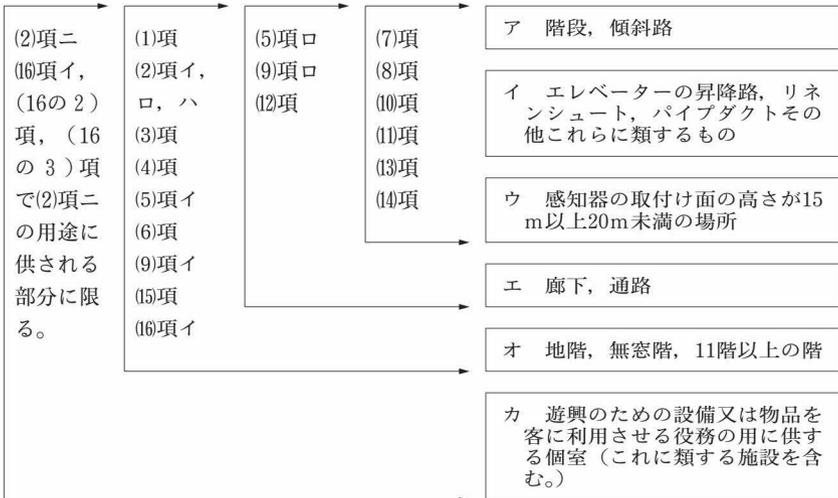
(イ) 車路の部分（エキスパンション、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用している部分に限る。）

※「開放性の高い自走式駐車場等」については、I 4.8参照

ウ その他これらに類する部分

1.4 防火対象物ごとの煙感知器設置場所（規則23⑤）

1.4 表 1



注 1 (16)項は、それぞれの用途ごとに1.4表 1 を適用する（特例適用）。

注 2 (2)項ニの用途に供される部分で、遊興のための設備又は物品を提供するサービスの用に供する個室その他これに類する施設に設置する煙感知器については 1 種又は 2 種の煙感知器とすること。

注 3 部屋ごとの感知器種別については1.2表 4 もあわせて判定すること。

1.5 煙感知器を熱感知器にすることができる部分（H3.12.6消防予240）

(1) 煙感知器による非火災報が二度・三度と続くことにより、飲食店ビル等の場合は営業時間中に自火報のベルを停止しているものが多くある。これでは単なる装飾品にすぎず、未設置同然である。

非火災による発報のおそれのある場所については、当初から熱式にすることもやむをえない。

ア じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所及び水滴がたまる場所

(ア) ダストシュート

(イ) 製粉工場、製綿工場

(ウ) 酒、みそ、しょう油醸造工場で発酵性生成物の影響を受ける部分

イ 著しく高温となる場所

金属等の溶融、鑄造又は鍛造設備のある場所、ボイラー室、乾燥室、サウナ室、蒸気殺菌等蒸気を発生する室、温度がおおむね50℃を超える場所

ウ 感知しにくい燃焼生成物を発生する場所

アルコール、アセトン等の貯蔵、取扱場所、その他の可燃物がほとんどない場所

② II 第1 自動火災報知設備

エ 腐食性ガスが継続的に滞留する場所

(ア) 強アルカリ、塩酸、硫酸、硝酸等の酸類を扱う室

(イ) バッテリー室、化学工場

オ 点検を行うに当たって危険を伴う場所

電線、動力装置等が露出しているなど点検を行うに当たって身体に危険を伴う場所（大規模工場などで容易に稼動を停止できないものに限る。）

カ 天井裏、押入

キ 正常時において煙が滞留する場所

(ア) 住宅部分 管理人・警備員・宿直員室

(イ) 非開放の駐車場・車庫部分

(ウ) 厨房

(エ) その他通常において煙が滞留すると認められる部分

1.6 炎感知器を設置できる場所（規則23⑤）

(1) 天井等の高さ15m以上20m未満

(2) 天井等の高さ20m以上の場所

(3) 特定防火対象物の地階、無窓階及び11階以上

1.7 炎感知器を設置できない場所（規則23④(1)）

(1) 天井裏で天井の上階と床の間の距離が0.5m未満の場所

(2) 腐食性ガスが発生するおそれのある場所

(3) 厨房その他正常時において煙が滞留する場所

(4) 著しく高温となる場所

(5) 煙が多量に流入するおそれのある場所

(6) 結露が発生する場所

(7) 水蒸気が多量に滞留する場所

(8) 火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所

(9) その他感知器の機能に支障を及ぼすおそれのある場所

1.8 炎感知器の設置基準（道路の用に供される部分を除く。）

（規則23④（7の4））

(1) 天井等又は壁に設置すること。

(2) 壁によって区画された区域ごとにその区域の床面から高さ1.2mまでの空間が、すべて感知器の公称監視距離内になるように設置すること。

(3) 障害物等により感知を妨げられないように設置すること。

(4) 日光を受けない位置に設置すること。又は感知障害が生じないように遮光

板等を設けること。

1.9 炎感知器の設置基準（道路の用に供される部分に限る。）

（規則23④（7の5））

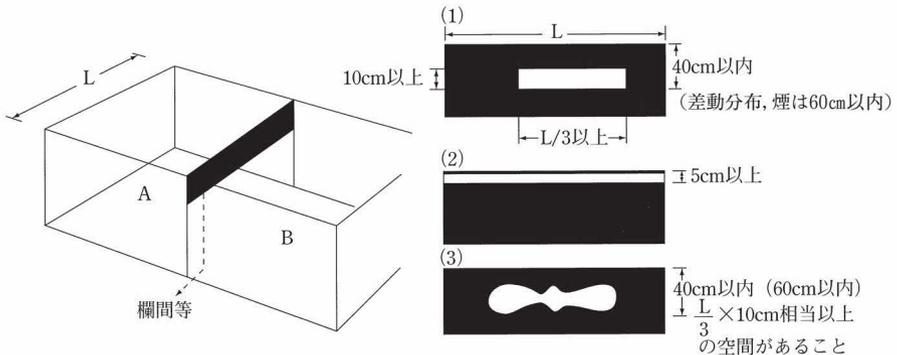
- (1) 道路の側壁部又は路端の上方に設けること。
- (2) 道路面（監視員通路が設けられている場合にあつては、当該通路面）からの高さが1.0m以上1.5m以下の部分に設けること。
- (3) 道路の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるよう設けること。ただし、設置個数が1となる場合にあつては2個設けること。
- (4) 障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。
- (5) 日光を受けない位置に設けること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等を設けた場合にあつては、この限りでない。

1.10 警戒区域の面積

- (1) 警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。（R 2，工業会）
- (2) 警戒区域の面積とは、床面積に天井裏又は小屋裏を警戒する必要がある場合は、その面積を加えた面積をいう。

1.11 1感知区域とすることができる区画（規則23④）

- (1) 「感知区域」壁又は天井面（又は直天）から40cm以上（差動分布、煙感は60cm以上）突出したはり等によって区画された部分をいう。
- (2) 欄間等は次のいずれかに適合する場合は、同一感知区域とすることができる。（指導）

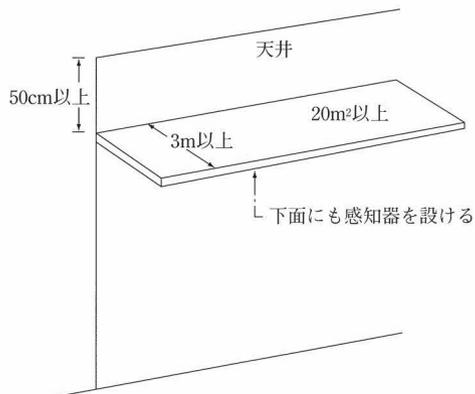


1.11 図1

② II 第1 自動火災報知設備

1.12 棚等がある場合の感知器の要否（R2，工業会）

- (1) 取付け面（天井）から下方に50cm以上の部分に短辺が3m以上で、かつ、面積が20㎡以上の棚又は張り出しがある場合は、天井とは別の感知区域とする。

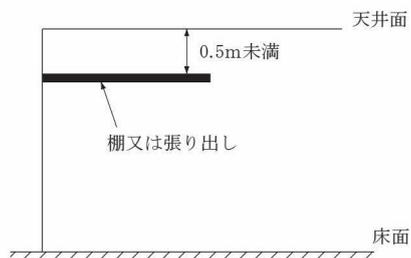


1.12 図1

- (2) 棚又は張り出し等がある場合

棚又は張り出しに相当する天井面には感知器を設けないことができる。

(1)に該当しないもの)



1.12 図2

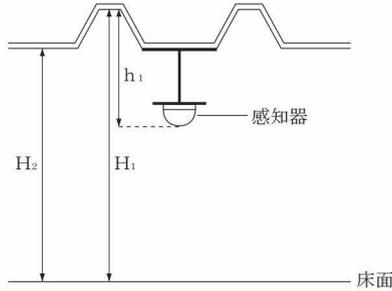
1.13 異種構造から成る防火対象物の床面積の適用

- (1) 建築物の構造、取付け面の高さ及び感知器の種別による床面積の適用（規則23④(3)口の表）
- (2) 耐火構造とその他の構造から成る防火対象物の場合は、耐火構造の部分にあっては耐火構造の面積、その他の構造の部分にあってはその他の構造の面積を適用する。

1.14 感知器の取付け面に高低差がある場合の取扱い (S 57.6.7消防予132)

(1) 取付面の高さの算定について

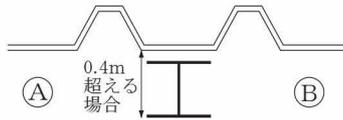
「規則23④(2)」の取付面の高さは H_1 、 H_2 の平均高さによる。 $(< H_1 + H_2 > \div 2)$



「規則23④(3)イ」の取付面の下方0.3m以内の位置の判定は h_1 による。

1.14 図1

(2) 折板と鋼材の間隔がある場合

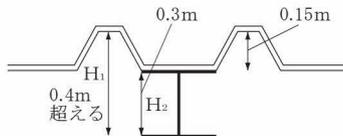


AとBは別感知区域となる。

当該感知面積が小区画の場合、「小区画が連続の場合」(R 2, 工業会)による。

1.14 図2

(3) 折板と鋼材の間隔がない場合



H_1 をはりの深さとみなす。

1.14 図3

1.15 取付け面の高さで感知器の種別の基準の特例 (規則23④(2)の表)

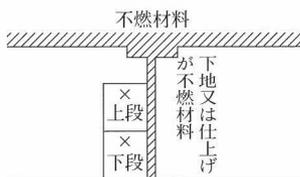
- (1) 取付け面の高さが8 mを超え、かつ、高温となるなど差動分布型又は煙感の設置が不適当な場所には、定温(特殊)又は差動スポット型とすることができる。

② II 第1 自動火災報知設備

1.16 感知器の設置を省略できる押入の例 (R 2, 工業会)

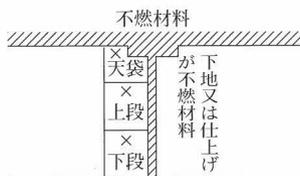
凡例 ○印 感知器設置部分 ×印 感知器の設置を省略できる部分

(1) 押入等の上部に天袋がない場合



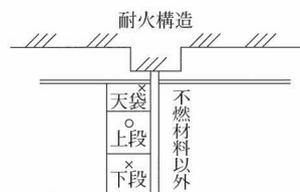
1.16 図1

(2) 押入等の上部に天袋がある場合



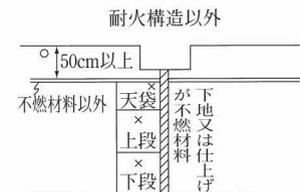
1.16 図2

(3) 押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外の場合



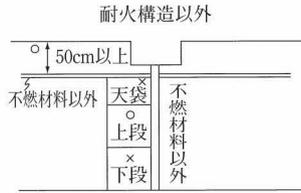
1.16 図3

(4) 天井裏に感知器がある場合で押入等の壁面が不燃材料のもの



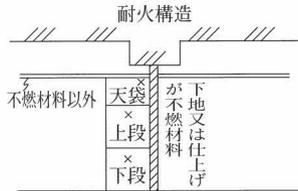
1.16 図4

- (5) 天井裏に感知器がある場合で押入等の壁面が不燃材料以外のもの



1.16 図 5

- (6) 天井裏に感知器がない場合



1.16 図 6

- (7) 天井裏が50cm未満の場合



1.16 図 7

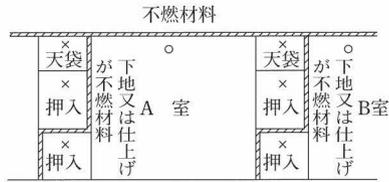
- (8) 1か所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合で押入等の壁面及び天井面が不燃材料以外のもの



1.16 図 8

② II 第1 自動火災報知設備

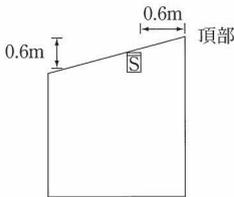
(9) 1か所の押入等をそれぞれA室とB室で使用している場合



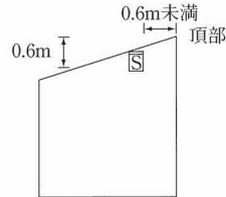
1.16 図9

1.17 傾斜天井の場合の感知器の取付け方

- (1) 傾斜天井の頂部側壁から60cm離れた位置に設ける。(1.17 図1)
- (2) 頂部側壁から60cm離れた位置に設けると感知器の下端が頂部から60cmを超える場合は、感知器の下端が頂部から60cmになるまで壁側に寄った位置に設ける。(1.17 図2) 指導 (S58.10)



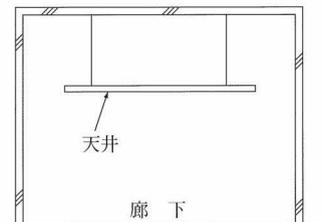
1.17 図1



1.17 図2

1.18 空間のある天井の感知器の取付け方

- (1) 天井面, 天井裏とも基準どおりとし, 千鳥配置に設置する。



注 天井裏での給排気なし 指導 (S59.109)

1.18 図1

1.19 天井裏の感知器の設置について

- (1) 1階が耐火構造, 2階が耐火構造及び準耐火構造 (外壁の開口部で延焼の

② II 第1 自動火災報知設備

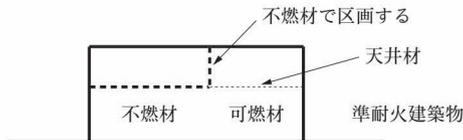
恐れのある部分に防火戸を使用したもの) 以外の場合, 1階の天井裏は感知器を免除し, 2階の天井裏は感知器を設置すること。 指導 (H 1.32)



1.19 図1

(2) 建物全体が準耐火建築物で天井材が不燃材及び可燃材による場合は, 天井裏全体に感知器を設置すること。

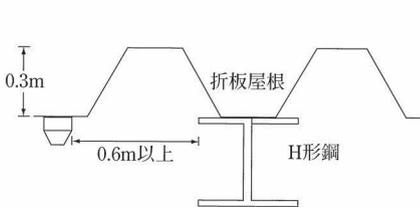
また, 天井材が不燃材の部分と可燃材の部分とを区画した場合は, 可燃材の天井裏部分のみ感知器を設置すること。 指導 (H 1.32)



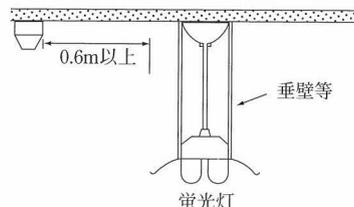
1.19 図2

1.20 感知障害の例

(1) 煙感知器及びスポット型熱感知器は感知区域の中央に設置するのが原則であり, 1.20 図1, 図2のような感知障害物からおおむね0.6m以上離れた位置に設けること。 指導 (S 59.109)



1.20 図1



1.20 図2

1.21 地区ベルの音圧

(1) 任意の場所で65 (室内は60) dB以上の音圧となるようにすること。また, 工場等の高騒音の場所には赤色点滅灯を併置すること。 指導 (S 60.192)